

平成30年10月

お客様各位

振込規定改正のお知らせ

当金庫では、平成30年10月9日より、即時振込の時間拡大に伴い、振込規定を下記の通り改正させていただきますので、お知らせします。

記

1. 変更する規定

振込規定

2. 主な改正内容

全銀システムの稼働時間拡大に伴い、振込機（ATM）による振込通知の発信日の追加

変更後	変更前
<p>1.（適用範囲）～3.（振込契約の成立） （略）</p> <p>4.（振込通知の発信）</p> <p><u>（1）振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容にもとずいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</u></p> <p>① 電信扱いの場合は、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>② 文書扱いの場合には依頼日以後3営業日以内に振込を発信します。</p> <p><u>（2）窓口営業時間終了後および信用金庫休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず即時振込します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に予約振込することもあります。</u></p> <p>5.（証券類による振込）～13.（預金規定等の適用）（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1.（適用範囲）～3.（振込契約の成立） （変更点なし）</p> <p>4.（振込通知の発信）</p> <p>振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容にもとずいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>① 電信扱いの場合は、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>② 文書扱いの場合には依頼日以後3営業日以内に振込を発信します。</p> <p>新設</p> <p>5.（証券類による振込）～13.（預金規定等の適用）（変更点なし）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

3. 改正日

平成30年 10月 9日

以上